

マイナンバーカード出張申請サポート

12月2日に現行の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードに一本化されます。市ではマイナンバーカードをより手軽に取得できるよう、職員が施設やご自宅を訪問し、顔写真撮影を含めマイナンバーカードの申請手続きをサポートします。一度も市役所窓口に来ることなくカードを受け取ることができるため、ぜひご利用ください。

●施設に入所されている方に向けた出張申請受付

サービス対象施設 市内に事業所を置く高齢者介護施設、障害者支援施設

対象者 対象施設に入所し、市内に住民登録がある方

申し込み 希望日の2週間前までに電話またはメール (shimino ken@city.noshiro.lg.jp) へ

●個人宅への戸別訪問

対象 市内に住民登録があり、次の理由などにより市役所へ来庁することが困難な方

- ・高齢の方
- ・介護を受けている方
- ・心身に障がいのある方
- ・乳幼児がいる家庭の方

申し込み 希望日の3日前までに電話かメール (shimino ken@city.noshiro.lg.jp) へ

問合せ 市民保険課
Tel 89・2133



熱中症特別警戒アラート運用開始

環境省は、改正気候変動適応法の施行に伴い、「熱中症特別警戒アラート」の運用を開始しました。

問合せ 環境衛生課
Tel 89・2173

●熱中症特別警戒アラートとは

熱中症による重大な健康被害が発生するおそれがある場合に、危険な暑さへの注意と熱中症予防行動を呼びかけるものです。

秋田県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値)に達する場合、前日の午後2時に発表されます。

暑さ指数(WBGT) 人間の熱バランスに影響の大きい気温・湿度・輻射熱の3つを取り入れた温度の指標で、WBGT35は「過去に例のない危険な暑さ」を想定して設定しています。

※熱中症特別警戒アラートが発表された時は、防災行政無線により周知します。

●熱中症特別警戒アラートが発表されたら

暑さを避ける、外出や屋外での運動および長時間の作業をやめる、こまめに水分・塩分の補給をするといった熱中症予防行動を徹底して行いましょう。また、家族や周囲の人々による見守り・声掛けなども必要です。

熱中症特別警戒アラートが発表された際は、市民の方などが避難・休息できる施設「クーリングシエルター」を開放します。

主な熱中症予防行動

- ・不要不急の外出は避ける
- ・エアコンを適切に使用する
- ・こまめに水分・塩分の補給をする
- ・外での運動は原則、中止や延期をする

●クーリングシエルターを募集しています

応募条件 秋田県内に熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、次の条件を満たすことができる施設

- ・適切に管理された冷房設備を有している
- ・休息できる椅子などを設置している

申し込み 環境衛生課に備える応募用紙(ホームページからダウンロード可)に必要事項を記載し、郵送(〒016-8501 能代市上町1-3)、ファクス(89・1766)、メール (kankyo@city.noshiro.lg.jp) へ



クーリングシエルターの目印